平成２８年（フ）第４５４０号
大阪市平野区長吉六反４丁目４番５号サニーハイツ長吉103号
債務者　三浦ミユキ（旧姓大仲）
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８号
熊本県人吉市下原田町字荒毛1479番地　ラフィーヌケインＡ203、前住所熊本県球磨郡あさぎり町免田西2478番地３
債務者　恒松　幸恵
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２８年（フ）第３６号
熊本県上天草市姫戸町二間戸599番地
債務者　大川　輝美
1　決定年月日時　平成28年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月16日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２８年（フ）第４９３号
栃木県宇都宮市山本１丁目17番26号　ヴィラちぐさ102号、前住所栃木県宇都宮市海道町803番地３
債務者　セルオートこと　葛西　俊久
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４９４号
栃木県那須塩原市上赤田316番地742
債務者　保坂　幸子
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４９５号
栃木県宇都宮市雀の宮４丁目14番22号　シティハイムコジマ201
債務者　甲山　春夫
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３０号
熊本県人吉市蟹作町1245番地１　蟹作団地２－１－１
債務者　村上　予理
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２８年（フ）第９５号
栃木県小山市大字喜沢109番地、従前の住所茨城県筑西市伊佐山120番地３　グランベル川島201
債務者　増山　隆行
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月27日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第２３１６号
横浜市鶴見区小野町24番地　フラット・ニカワ303
債務者　高橋　ユカ
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４２３号
静岡県浜松市中区海老塚町１番地の５　香西ビル405号
債務者　坂東　和昌
1　決定年月日時　平成28年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２３２９号
横浜市中区末吉町３丁目40番地１　ベルメゾン森204
債務者　平澤　利幸
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３３２号
神奈川県茅ヶ崎市菱沼海岸６番20号
債務者　増田　武邦
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第８２６号
福岡市城南区友丘３丁目11番
破産者　サニースポット株式会社
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５３７号
福岡市南区柳瀬１丁目８番28号
破産者　株式会社エーアイ九州
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３６３号
盛岡市みたけ３丁目37番38号
破産者　株式会社ｋａｉｇｏ３．０
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１７７号
栃木県宇都宮市峰２丁目10番11号、前住所栃木県宇都宮市新里町丁1119番地31
破産者　大森　勇子（旧姓伍嶋）
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係